# 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令 （平成二十年政令第三百六十六号）

#### 第一条（愛がん動物）

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める動物は、犬及び猫とする。

#### 第二条（輸出用愛がん動物用飼料に関する特例）

法第六条の規定は、愛がん動物用飼料の輸出のための製造、販売又は輸入については、適用しない。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。